甲

明治二十五年三月七日讀賣新聞に

震災豫防調査方法取調委員の設置

右の如く題せる論説中に(上略)此震災を前知せんと欲することハ實に困難なることに拘らず東西の學者が苦心して取調する所なるが(下略云々)とあり其學理に據り之を發見することハ學者に讓り小生が弱年のころより試ろみ來りたる一法を記して世に問ハんとす若し萬一此理ありとせバ震災及び身体保全の一奇術を得るものと云ふべし○江戸芝土橋丸屋町に質商山田屋清助と云ふ人あり小生年十四其家の丁稚となる安政二年乙卯十月二日夜江戸大地震あり此時小生瘰癧を患ひ主家の二階に病臥せしに俄ㇾ震動劇しく棚上にある三四の衣櫃臥床の上に落ちて身を壓す因て大に驚ろき聲を發し救ひを求む時に主人清助五十餘歳手に雪洞を提げ二階に來り扶け起す時に主人の容貌を見るに土藏の壁間を過來り頭部より全身土灰に埋るが如きも擧止泰然言語平日に異なることなし小生ひそかに剛膽なるに敬服す震後人猶 再 震を懼れ地上に小屋を設け假居す主家々人も亦た戸外に居れり主人大ひに叱咤して曰ハく何ぞ其臆病なる我れ誓つて再 震なきを知れり速かに小屋を毀して本宅に皈るべし主人の意決するを見て家人恐懼未だ止ざるも強て内に入る後果して強き再震なし茲に於て皆主人の英斷に感服せり後ち日を歷て主人一夜家人を集めて曰く我れ弱冠の時或る隱醫の爲に横傷の難を前知するの術を受たり此術たる其の身横死せんとする凡そ一晝夜前に於て必す兆候を顯すものありこれを試ろむるに先づ左りの手を以て奥齒の下にある動脈を診し次に右の手を以て左手の動脈を診するなり抑々人体の脈一身悉く同じく動くを以て常とすこれ平日無事の※脈度なり若し此の類と手との脈度を乱るときハ必らず一晝夜の内に身命を失なふべき大難あるの兆ありとす隱醫常に言ることあり我れ壯年より日夜此の術を試む數年の後ち相撲の海濱に一泊し將に臥所に就かんとするに先ち此術を施こすに既に脈動の乱れたるあり大ひに驚き從僕の脈を診す是又同体なりいよいよ驚き旅店の主人及び其の家族を試みるに皆共に變動を呈せり時正に天晴れ月光晝の如し海狀常に異ならず然れども何か變わらんことを察し速かに荷物を負て出で店後の山に登ること凡そ三五町脈始めて平日に復す因て此處に休息す旅店主人も亦共に來る曉に及び風無きに海中忽ち大濤を起し山の如く來りて海濱を浸し人家三五を漂流し去る既に之を目擊せし以來いよいよその恐るべきを信じ日夜三四回此の試驗を怠ることなし我れ此の隱醫の言を信じ今日迄之を行へり故に十月二日の震災に遭へるも決して變死の患なきを確知し敢て怖懼の念を生せざりしなり小生此事を聞き直ちに之れを筆記し爾來三十七八年一日も此の試驗を行なハざる日なし幸ひに心志泰然常に恐懼を覺へず既に客歳濃尾震災の同刻當地も亦強震あり小生忽ち脈度を驗して異變なきを知り靜かに他人の狼狽するを見て氣の毒に思ひたる程なり夫れ眞に此の理の有無ハ愚者の及ぶべき所にあらざれども嘗て我が主人の平素剛膽にして百事に驚懼せざりしハ必らず中心信ずる所あるに因りしならん蓋し濃尾の一震ハ實に天下人心を鳴動したり此時に當り我が主人の如く又隱醫の術ありて之れを前知せし人ありや小生好で奇言を吐て世を弄ぶものにあらず毫釐も人に益せんとするハ平生の願なり區々の微衷謹て識者の教を請んと欲し聊か見聞せしものを記せり博雅の君子是非の報知を賜ハらハ幸甚

明治二十五年壬辰三月　日

東京市下谷區池之端

寶丹本舗　十世　守田治兵衛父

守田長祿翁敬白

前文に對し親友野口勝一君の意見書

震災前知奇術御銘作拜承御説の如く學理の如何ハ何人も未だ發見致さゞるべく候へ共洪水ある年にハ鳥ハ巣を高樹頂に作り火災あるに先だちてハ鼠先づ逃れ強風ある秋にハ鳳仙花等ハ根多く生ずと申す類ハ總て動植物にも自然感通力あるものゝ如し然れバ人ハ萬物の靈物を前知する事あるべきに然らざるハ理また盡さゞる所ろあるに因れるならん私嘗て或人に聞しことあり人瞑目し手を以て靜に目を推ときハ電光の如きもの見ゆ然るに將に死すべきの禍變あるの人ハ此彩光を見ず或人嘗て獄中に在り將に死刑に處せられんとする罪人の上に試んと欲せしに果逆に氣の毒に思ひ止たりと此等の事も蓋し何か據る所ありしならん是れも翁が脈度説と似たる所あり世に試し人ありやなしや兎に角に御説御廣め被遊候ハゞ種々の説も自然の實驗より發見し學理未到之説もあるべき事と思ハれ候

乙

本年三月中東京池之端寶丹本舗守田治兵衛氏の父寶丹翁の施印に係かる震災前知身體保全法の一紙を見るに頬部の動脈と左手の動脈とを合せ其異狀なきを知り若其脈度乱るゝときは一晝夜の内に變死すべきの兆あることを記せり爾來日夜之を試みしに去月二日當國御原郡追分村井上マツ宅に講會ありて十餘名出席の折偶々此脈度の談に及びたれバ各々試むるに異狀なし内一人同郡檪原村松田吉太郎といふもの動脈乱れ居るとの事より小生直に之を診すきバ全く其言の如し然ども同人ハ三十五歳の壯夫身體強健※毫しも病症なし人皆不審を懷だきけるが實に爭れぬものにて其夜十二時を過る頃俄かに赤痢病を發し翌日十二時過死亡せり因て始めて寶丹翁の保全法の誠に玄妙なるに感服せり但し翁は變死に就て前知の事を說れたれども病死も亦同じ兆候を顯ハすものたるを知る爰に聊か翁の厚意を謝し並せて大醫諸家の教示を仰がんとす

明治二十五年壬辰九月二日

福岡縣筑後國久留米市米屋町茶商

吉川安吉

按するに此試驗法の如きハ大ひに醫術診斷上簡便の新法にして參考に供すべきものと思考せり幸ひに有志の君子新聞上に登錄あらば生が最も滿足するところなり

明治廿四年 [illegible] 日印行
[illegible] 出版
愛知縣名古屋市宮重町六十八番戸
著者兼發行人　近藤壽太郎
同縣同市中市場町五番戸
印刷人　大月勘二
發行所　名古屋市宮重町六十八番戸
秀文